

## 三重県ひとり親家庭等自立促進計画について

## 1 策定の根拠等

母子及び寡婦福祉法第 12 条の規定に基づき、任意計画として策定。なお、母子及び寡婦福祉法では、次の 4 つの項目が規定されている。

- (1) 都道府県の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) 都道府県の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) その他、母子家庭及び寡婦の生活の安定のための措置に関する重要事項

## 2 計画の概要（第 2 期 平成 22 年から平成 26 年）

## (1) 基本的な考え方

ひとり親家庭の自立を促進し、子どもや子育て家庭を支える地域社会づくりを軸とする取組とあわせ、就業をはじめとする支援を行う。

## (2) 施策とその方向性

安定的な収入を得る就業のための支援

ア 能力開発への支援

イ 就業、就労に関する総合的な相談

子育てと生活のための支援

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業等の子育て支援の推進

イ 保育サービス等の充実

ウ 生活の場の提供に関する支援

経済的な安定のための支援

ア 経済的支援の適正な実施

イ 養育費の確保に対する支援

各種支援制度の周知・相談機能の充実

ア 情報提供の充実

イ 相談体制の充実

## 3 次期計画（平成 27 年から平成 31 年）の方向性

母子及び寡婦福祉法の改正が予定されており、その法案では、計画の策

定が法律に基づく努力義務規定に変更される予定となっている。

また、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議の意見などの審議会の意見を聴いて策定するようになる予定となっている。

さらに、法案の中では、計画の基本指針となるべき事項については、対象として、母子家庭に父子家庭を加えるため、母子家庭等に変更される予定となっている。

現行計画を踏まえながら、母子家庭等の厳しい環境に対応しうるような、子育て支援及び子どもの育ちに資するような施策展開を行っていく。